

令和元年第3回半田市議会定例会建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、6月21日、午後3時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第44号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

知多南部広域環境組合負担金が増額することについて、もともと、汚染土壌の処分費として見込み額1億2千万円が差引かれた値段で土地を購入したとのことだが、今回の補正額である33,847,000円半田市負担分については、その額に上乘せされた額になるのか。

(※組合負担額は78,569,000円)とに対し、

組合の当初見積もりでは、想定される汚染土壌1万3千トンについて、愛知臨海環境整備センター通称アセックで処理するものとしていましたが、今回、工場棟掘削箇所の盛り土部分を含む土壌から、契約時には想定していなかったアスファルトガラ、レンガ等の廃棄物の混在及び汚染が確認されました。廃棄物が混ざった汚染土壌は、アセックでは受入できないことから、汚染土壌処理業者に処分を委託することとなり、その処分費用が当初の土壌汚染処分の見積額より増額となるため差額を組合で増額補正し、これに伴い構成市町である本市の負担金を増額するものです。とのこと。

土地を購入するときには、地質調査など、いろいろな調査をするのと併せて、廃棄物については、以前から建設予定地にあったものであり、想定していなかったか。とに対し、

建設用地の履歴調査をした際に、その場所が衣浦港の浚渫土砂及び山土で造成されていること、資材置き場やグラウンドとして使っていたこと、有害物質などの特定施設の建設がなかったことから事前の地質調査は不要と考え、調査を行いませんでした。とのこと。

契約書には、瑕疵担保責任の規定があるが、どのように対応するか。とに対し、

組合としては、弁護士に相談をしており、法解釈を確認しながら売主と協議をしていく方針です。とのこと。

当初の契約の時に地質調査など必要ないと判断したことが一つの要因と考
えるが、瑕疵担保責任を問うことについては強い気持ちで進めていただき
たい。弁護士と協議を進めていくとのことだが、いつ頃に目処が立つのかスケ
ジュールは決まっているのか。と対し。

4月に入ってから相談を始めたばかりのため、法的処置の目処は立って
いません。とのこと。

当事者間の協議を進めるとのことだが、一定の解決を見るまでは工事を停
止すべきではないか。と対し。

令和4年4月に稼働開始の予定で現在行程を組んでおり、当事者間の協議
と並行して工事を進めさせていただきたい。とのこと。

今後、同じような過失を契約のうえで繰り返さないためにも次のことにつ
いてお願いと要望をしたい。

1. 瑕疵担保責任に基づいて協議された進捗について必ず議会に報告して
ください。

2. 今回のような課題を抱えていることがあるのであれば提案説明の時に
報告をしてください。

3. 契約の仕方について問題がなかったのかを改めて見直していただき、
進捗報告の際に併せて報告をしてください。と対し。

弁護士を通じて当事者同士で解決を申し入れていく中で、進捗については
必ず報告し、事業を進めるうえで課題等が生じた際も報告します。また、契
約時に土壌汚染等地下の状況については、一定の推測と根拠に基づき契約に
いたったが、教訓とするところもあるため、以後、同じことが起きないよう、
十分に気を付けていきます。また、組合とも契約内容について問題がなかつ
たかを改めて見直します。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数となり、原案
のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第47号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑とし
て、

愛知県からの負担金額の変更について、企業債の借入時に対応できなかつ
たのは何故か。と対し、

県の事業内容の変更に伴い負担金額が減額となる通知があったものの、地方公共団体金融機構への企業債借入申込期限後であったことから借入額の変更は認められず、繰上げ償還の手続きが必要となったものです。

半田市の下水道事業は特別会計とは違い、企業会計であることから、3月末で決算を確定する必要があること。また、繰上げ償還には、今回は免除されましたが、補償金が発生する可能性があることを踏まえて、県からの通知がある前に負担金額の最終額について情報を共有すべきでありました。とのこと。

今後、今回のような事態を防ぐ策はあるのか。とに対し、

愛知県の下水道事業も本年度から企業会計に移行したことから、負担金の最終決定時期は理解していただいております。また、事前の幹事会において事業の変更要因について確認を求めることで、発生は抑制できると考えます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第51号及び議案第52号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、2議案とも委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。